

$$\begin{pmatrix} \text{令} & 4 & . & 9 & . & 9 \\ \text{総} & 1 & 5 & - & 3 \end{pmatrix}$$

参考資料

生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関
(令和4年4月時点) 国費3/4

〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

- ・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

- ・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

- ・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

- ・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
- ※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

- ・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業
就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

- ・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
- ・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

- ・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2, 2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

- ・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
- ・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

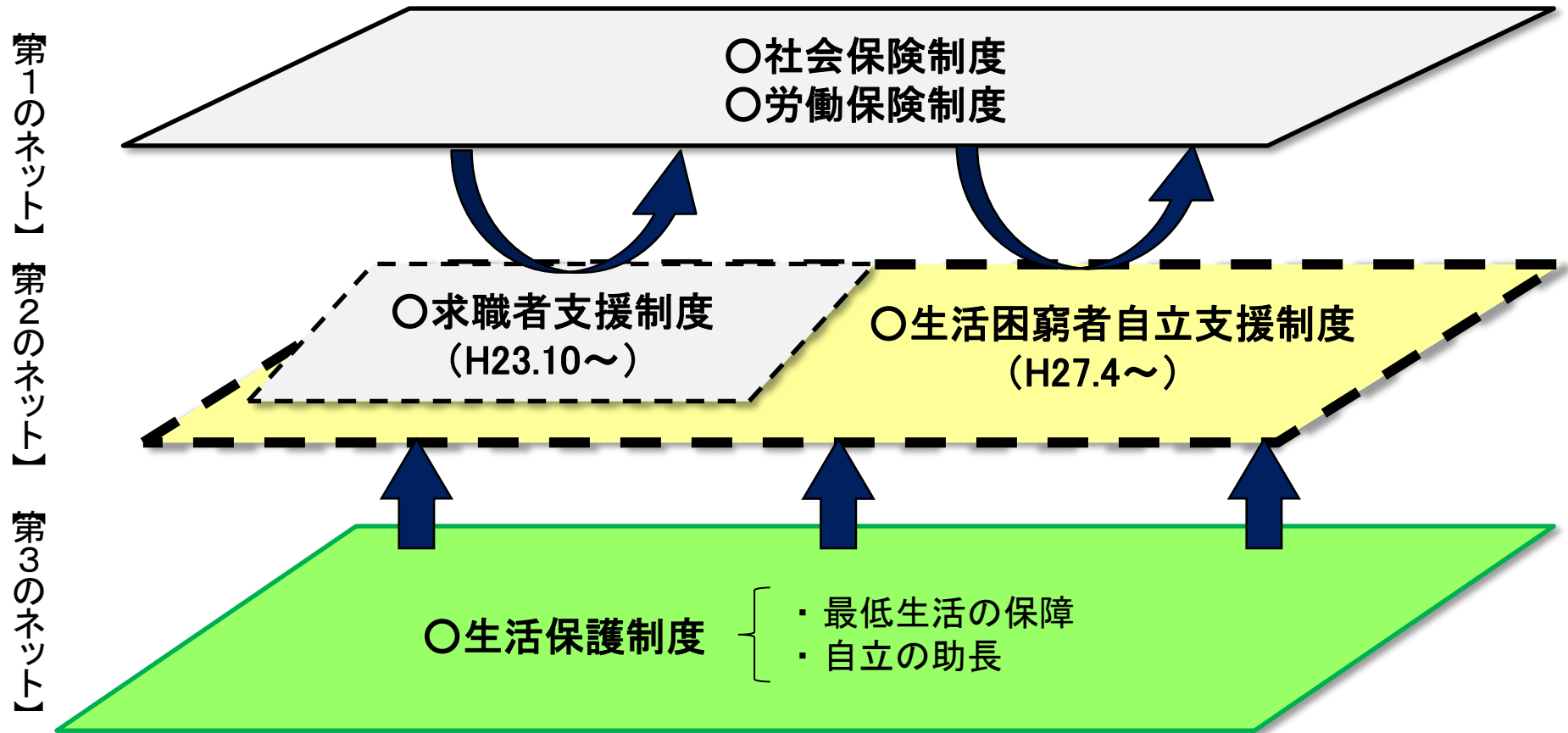
その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

- ◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
- ◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進 等 国費10/10

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

- 生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階での自立を支援する。
- 生活に困窮する者に対しては、重層的なセーフティネットを構成している。



生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

課 題

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあった
非正規雇用労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

経済・生活問題を
原因とする自殺者

約0.3万人(R2・自殺統計)

離職期間
1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

外国籍

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

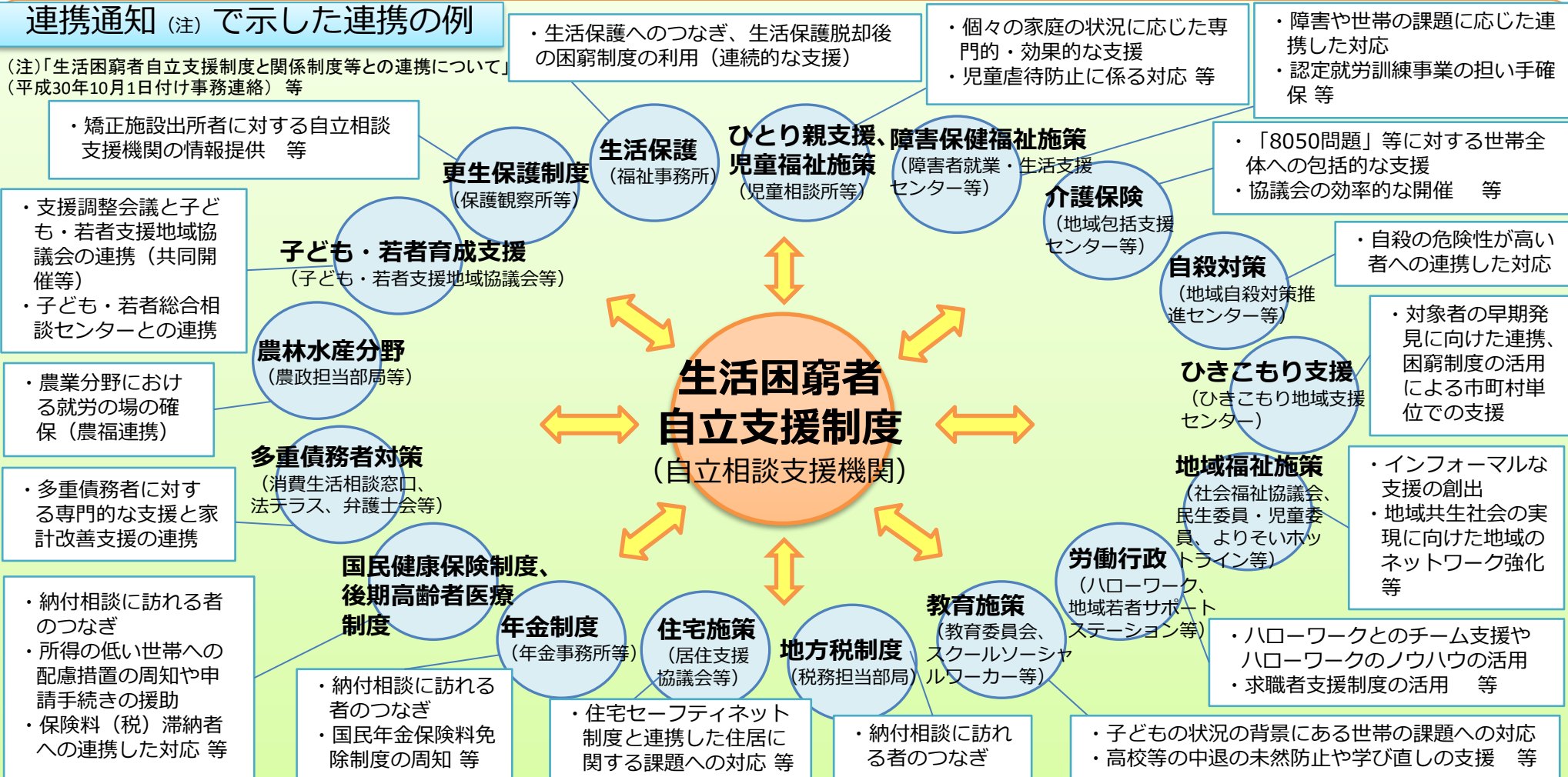
(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

＜人口減による担い手の不足＞

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～



すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
＜最終とりまとめで示された方向性＞
- 本人・世帯が有する複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。
 - I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援

（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設し、その財政支援等を規定

地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(改正社会福祉法第4条第2項)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

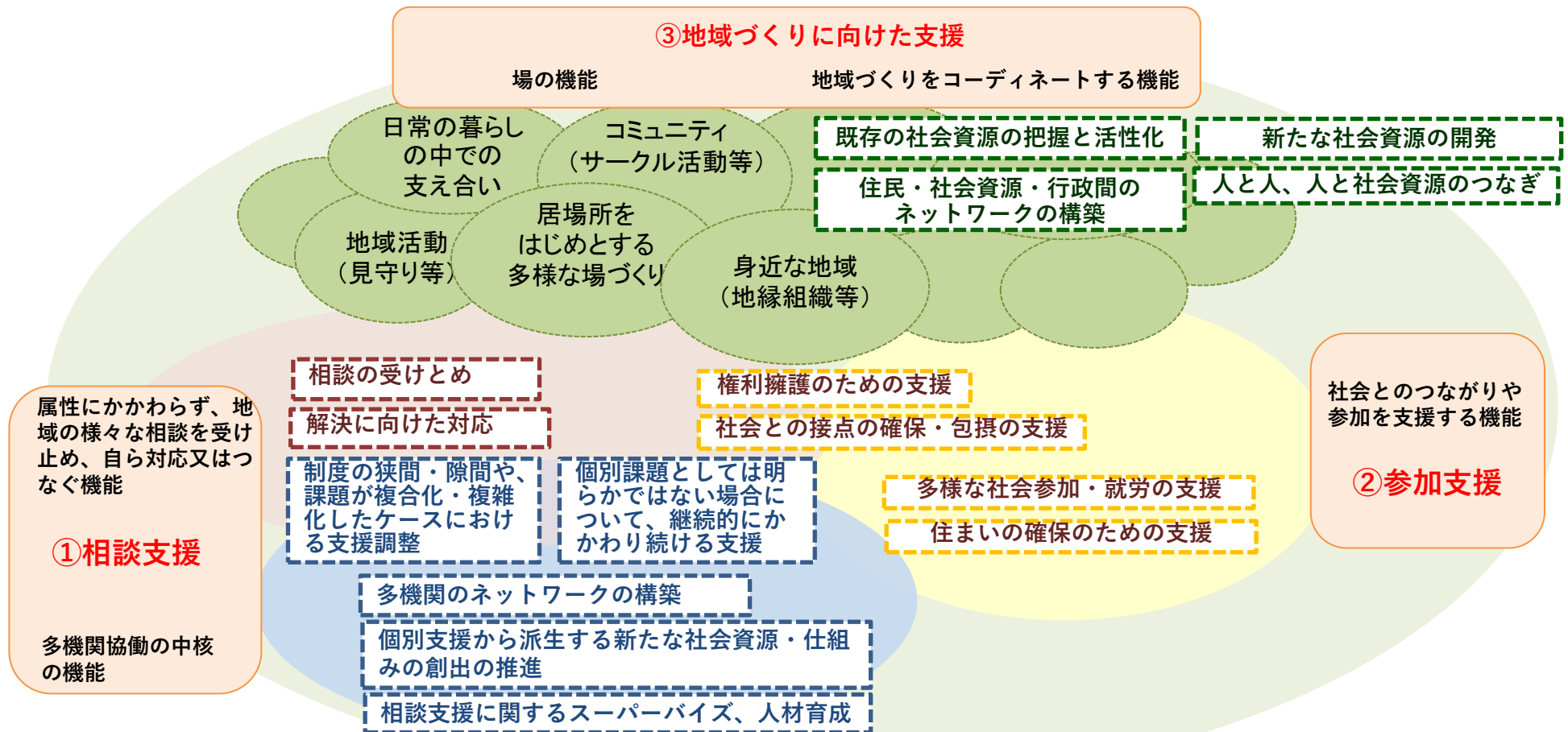
(第106条の4)

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



孤独・孤立対策の重点計画

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、孤独・孤立対策の重点計画を策定（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）
- 重点計画には、孤独・孤立対策の基本理念、基本方針、具体的施策等を記載
- 重点計画の策定に当たっては、
 - ・ 「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」を開催し（第1回：令和3年11月12日、第2回：11月22日、第3回：12月17日）、学識経験者から意見聴取
有識者会議では、職場・地域・学校関係者（経団連、連合、全国知事会、全国市長会、全国町村会、教育委員会・教育長、学校長）から意見聴取
 - ・ 孤独・孤立に関するフォーラム（計10回）で聴取したNPO等現場の意見を反映
 - ・ 広く国民の意見を反映するため、令和3年12月6日から12月13日まで意見募集（パブリックコメント）を実施（110件の御意見あり）

孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議 構成員

	石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授
◎	菊池 馨実	早稲田大学法学学術院教授
	窪田 由紀	九州産業大学学術研究推進機構科研費特任研究員
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
	近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授
	原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部教授
	宮本 太郎	中央大学法学部教授
	森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
	山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
	横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授

（◎：座長）

1. 孤独・孤立対策の現状

＜新型コロナ感染拡大前＞

職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化

＜新型コロナ感染拡大後＞

交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。社会全体で対応しなければならない問題。
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 関係行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進

② 人材育成等の支援

- ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。

特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。

- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和3年）

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。 調査対象者はオンライン又は郵送により回答
調査期日	令和3年12月1日（調査への回答期限：令和4年1月21日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全27問）
回答数	調査書類の配布数：20000件　有効回答数：11867件 （有効回答率59.3%）
結果公表	令和4年4月8日

○ 孤独感の把握方法（直接質問）

■孤独という主観的な感情をよりの的確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用

①直接質問

■直接的に孤独感を質問

■この調査ではこれを「直接質問」と呼称

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

1 決してない

4 時々ある

2 ほとんどない

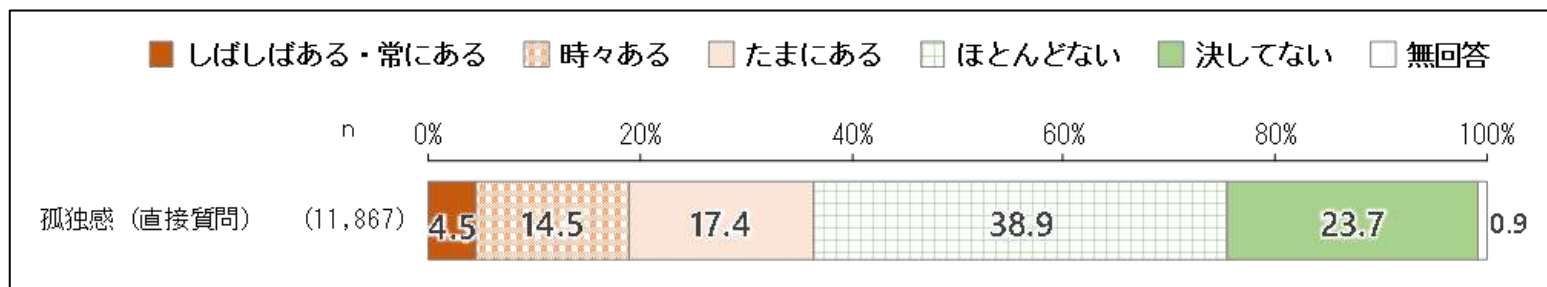
5 しばしばある・常にある

3 たまにある

○ 孤独の状況（直接質問）

- 直接質問の結果、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.5%、「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%であった
- 一方で孤独感が「ほとんどない」と回答した人は38.9%、「決してない」が23.7%であった

【図1】孤独の状況（直接質問）



○ 孤独感の把握方法（間接質問）

②間接質問

- 間接質問は、カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹の日本語版²の3項目短縮版³に基づくもの
- 設問に「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査ではこれを「間接質問」と呼称

1 : Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.

2 : 舩田ゆづり,田高悦子,他.:高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度（第3版）の開発とその信頼性・妥当性の検討,日本地域看護学会誌.15(1) : 25-32,2012.

3 : Arimoto A & Tadaka E:Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.

○ 孤独感の把握方法（間接質問）（続き）

②間接質問

■以下の3つの設問への回答を点数化

■その合計スコア（本調査では最低3点～最高12点）が高いほど孤独感が高いと評価

（「決してない」が1点、「ほとんどない」が2点、「時々ある」が3点、「常にある」が4点）

①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

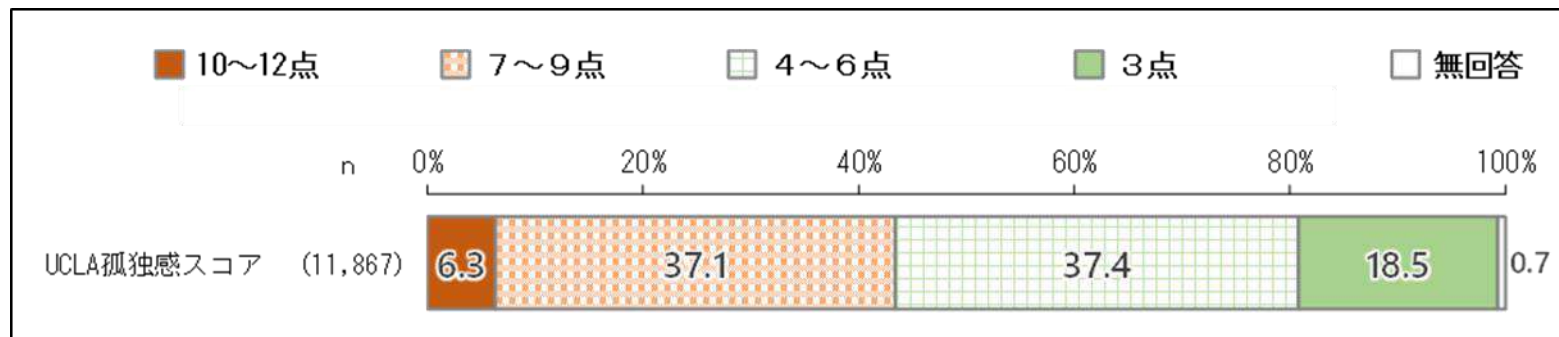
- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |

○ 孤独の状況（間接質問）

- 間接質問の結果、合計スコアが「10～12点」の人が6.3%、「7～9点」の人が37.1%であった
- 一方で「4～6点」の人が37.4%、「3点」の人が18.5%であった



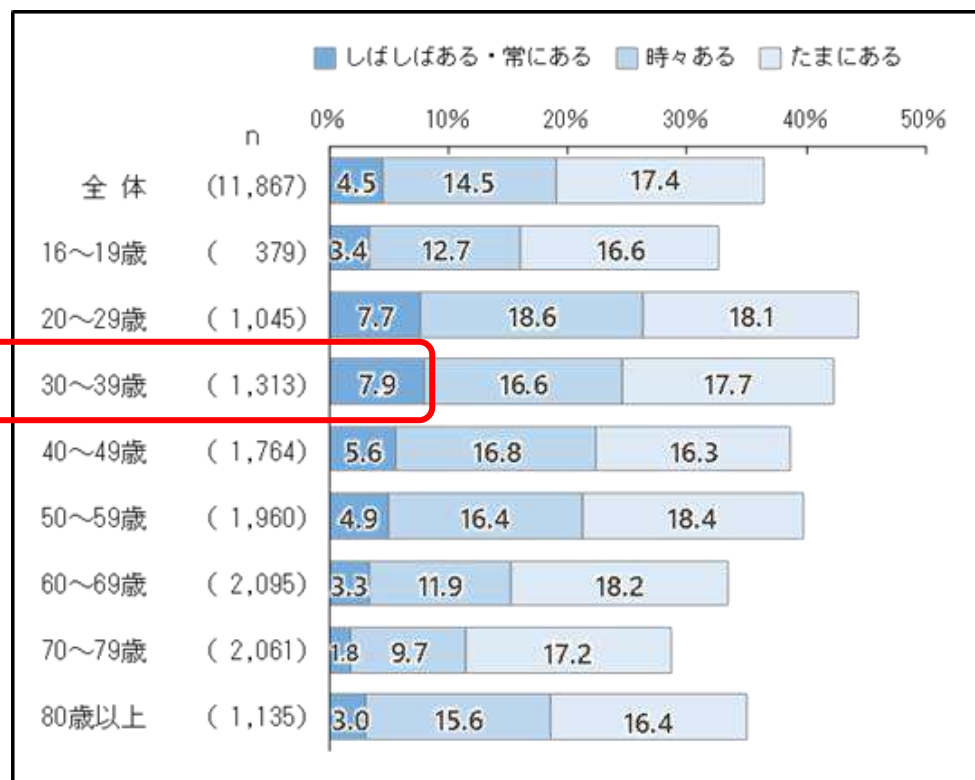
【図2】孤独の状況（間接質問）



○ 年齢階級別孤独感

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人について年齢階級別の割合は「30歳代」が最も高く7.9%であった
- 一方、最も低いのは「70歳代」で1.8%であった

【図3】年齢階級別孤独感

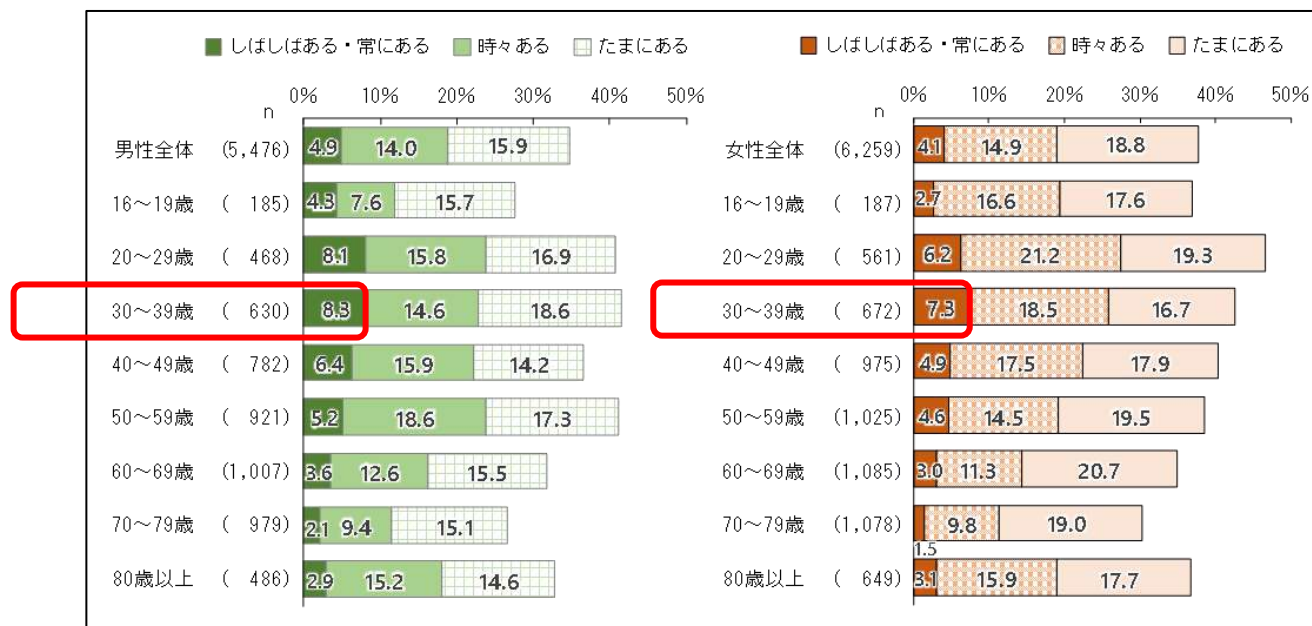


※以下、直接質問の結果を記載。

○ 男女、年齢階級別孤独感

- 男女別にみても、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は男女ともに「30歳代」が最も高く、男性が8.3%、女性が7.3%であった
- その割合が最も低いのは男女ともに「70歳代」で男性が2.1%、女性が1.5%であった

【図4】男女、年齢階級別孤独感

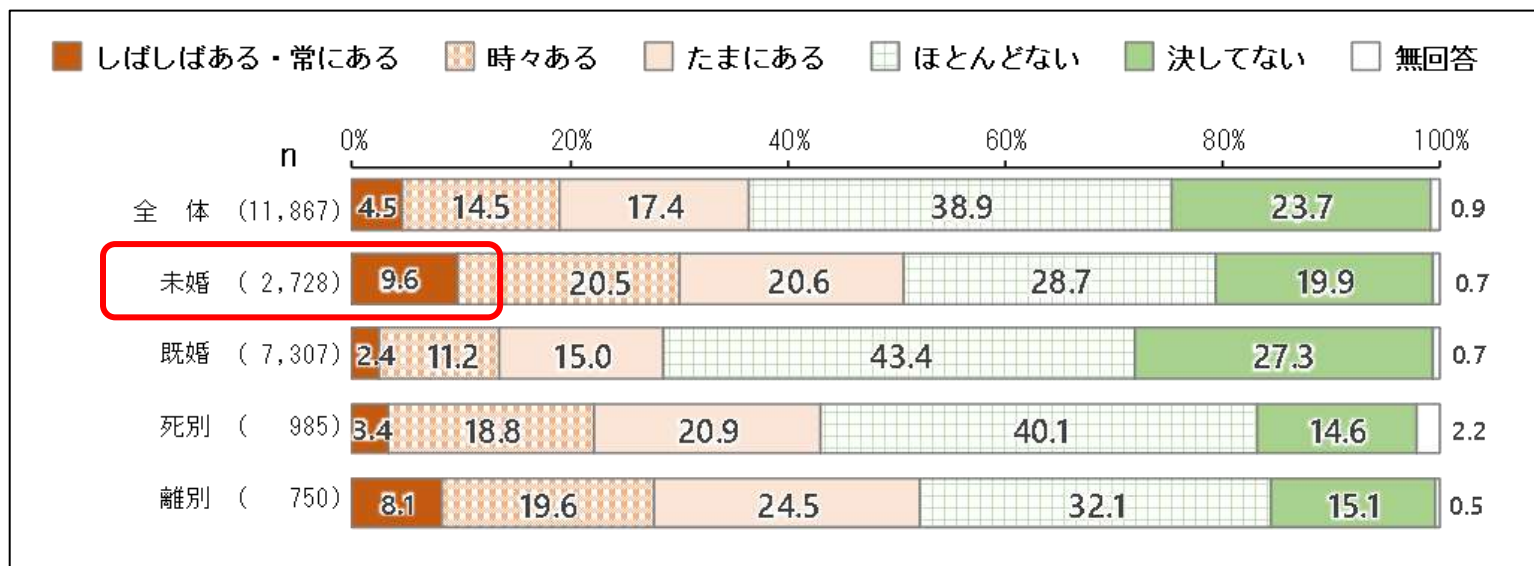


○ 配偶者の有無別孤独感

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、未婚者が9.6%、既婚者が2.4%となっている

※なお、この調査では配偶者には事実上、夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含めている

【図5】配偶者の有無別孤独感

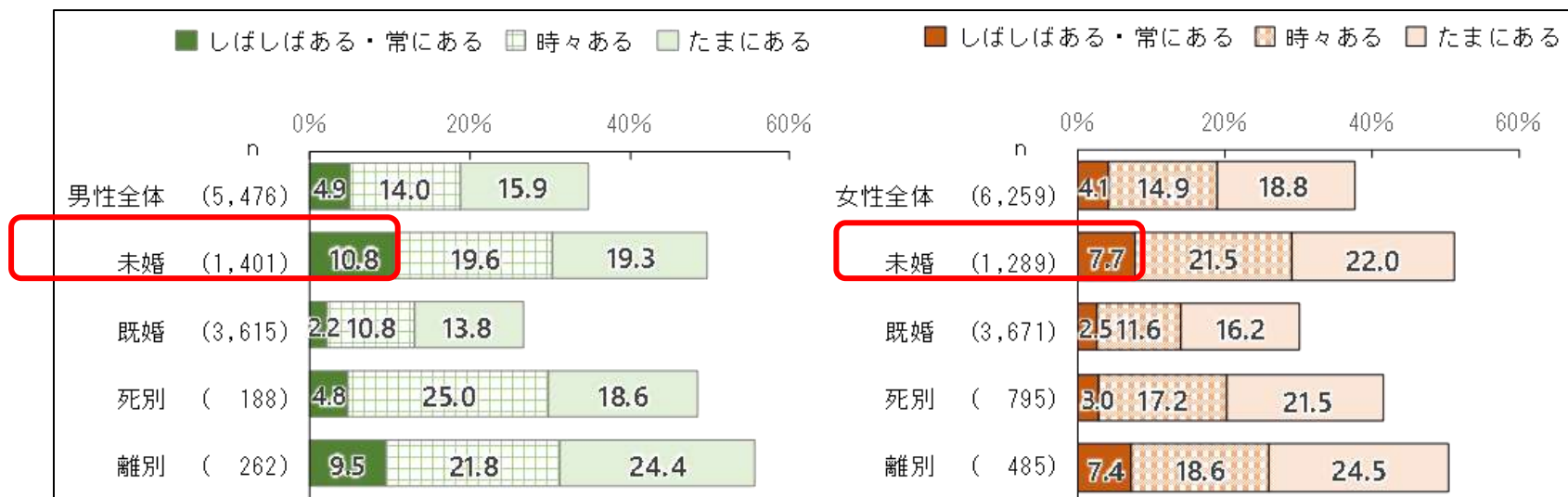


○ 男女・配偶者の有無別孤独感

■男女別にみても、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、男女ともに未婚者が最も高い（男性10.8%、女性7.7%）



【図6】男女・配偶者の有無別孤独感

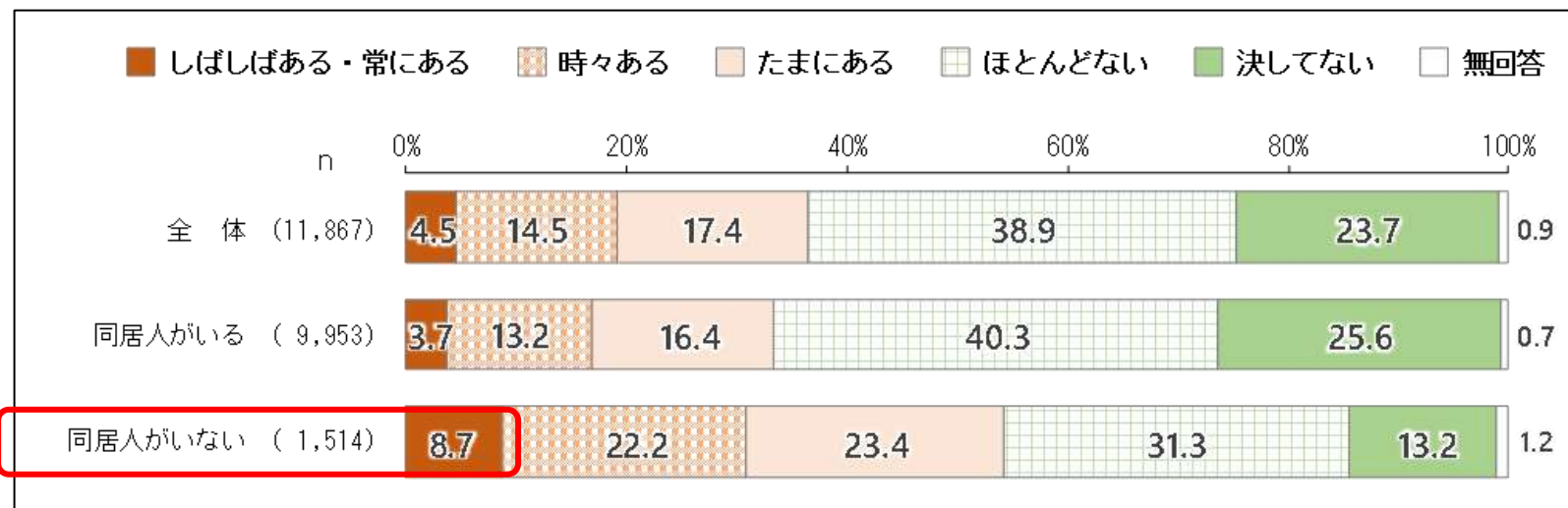


○ 同居人の有無別孤独感

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、同居人がいる人が3.7%、同居人がいない人が8.7%となっている



【図7】同居人の有無別孤独感

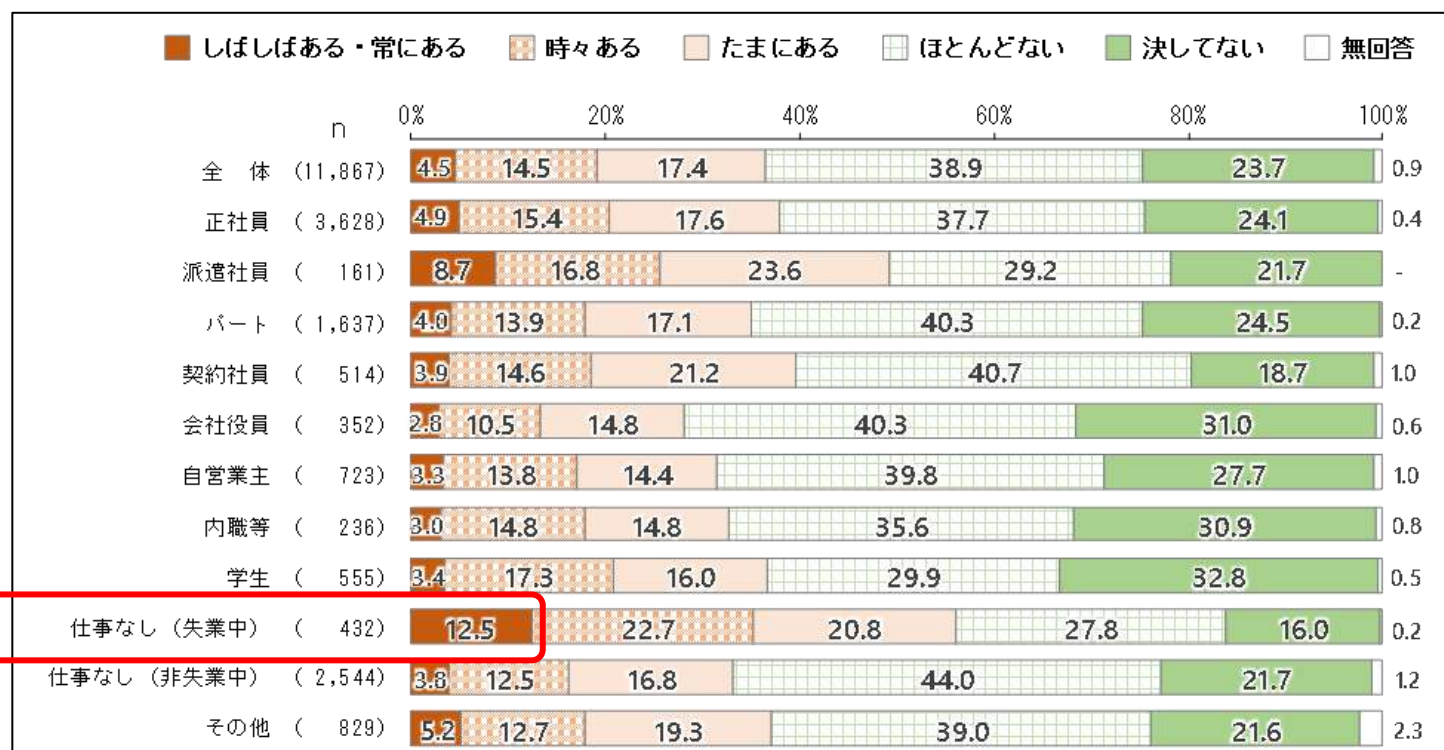


○ 現在の仕事の有無別孤独感

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、仕事なし（失業中）の人が12.5%で最も高い

■一方、その割合が最も低いのは、会社役員で2.8%となっている

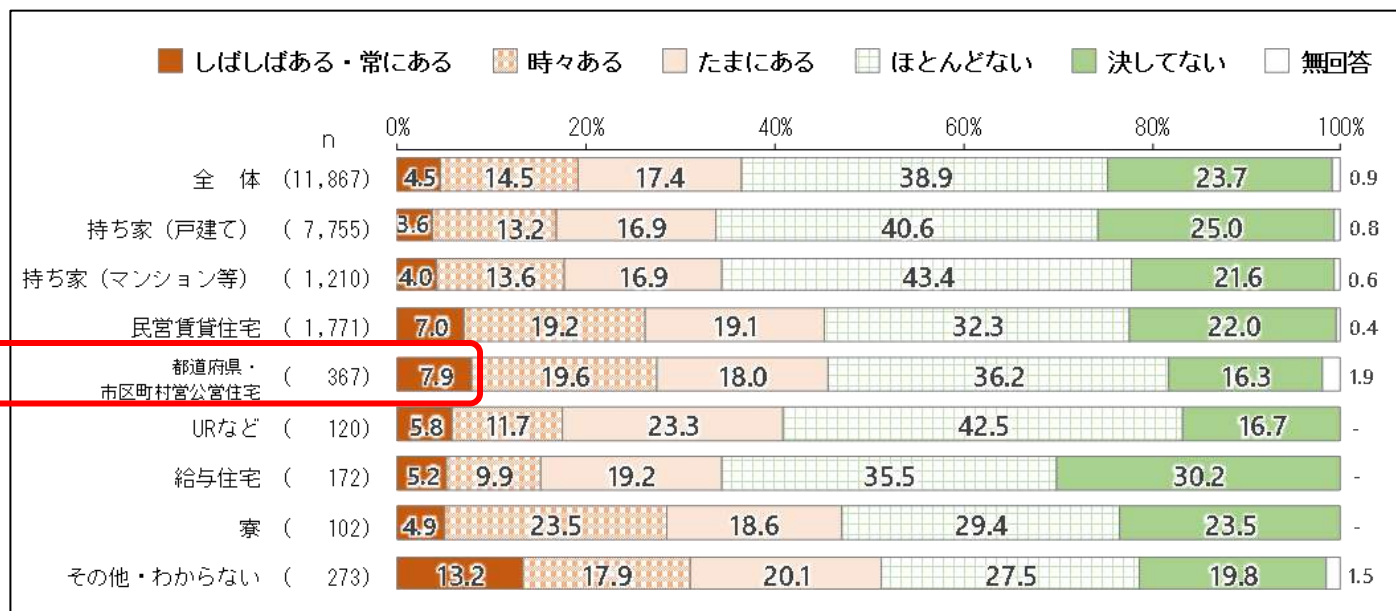
【図8】現在の仕事の種類別孤独感



○ 現在の住まいの状況別孤独感

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、公営住宅に住んでいる人が7.9%で最も高い（「その他・わからない」を除く）
- 一方、その割合が最も低いのは、持ち家（戸建て）に住んでいる人で3.6%となっている

【図9】現在の住まいの状況別孤独感

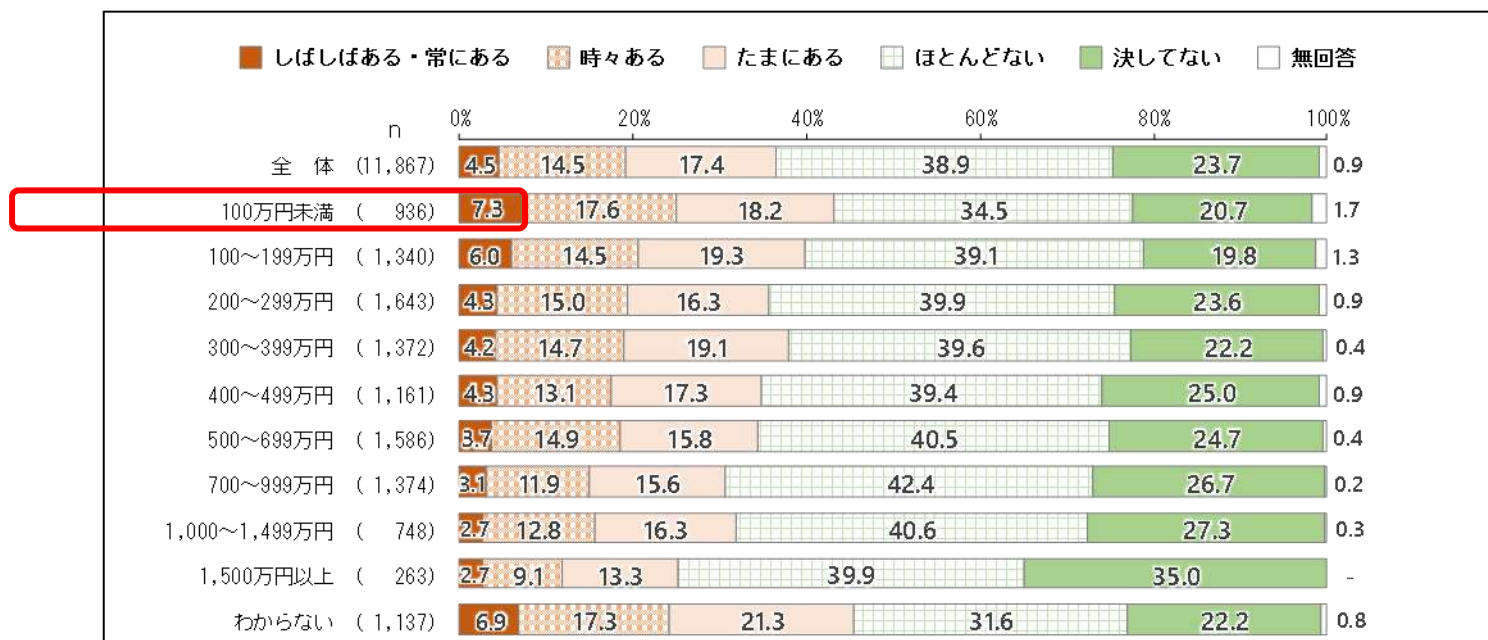


○ 世帯年収別孤独感

- 2020年の世帯年収（税・社会保険料込み）別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、年収100万円未満の人が7.3%で最も高い
- 一方、その割合が最も低いのは、年収1,000～1,499万円及び1500万円以上の人でどちらも2.7%となっている



【図10】 世帯年収別孤独感

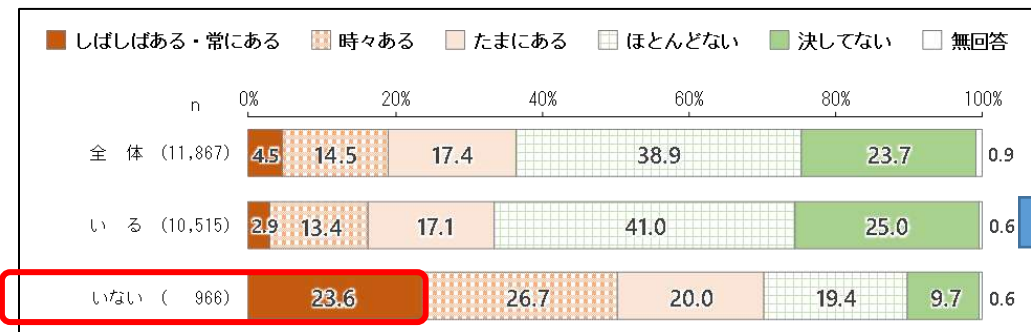


○ 不安や悩みの相談相手の有無別孤独感

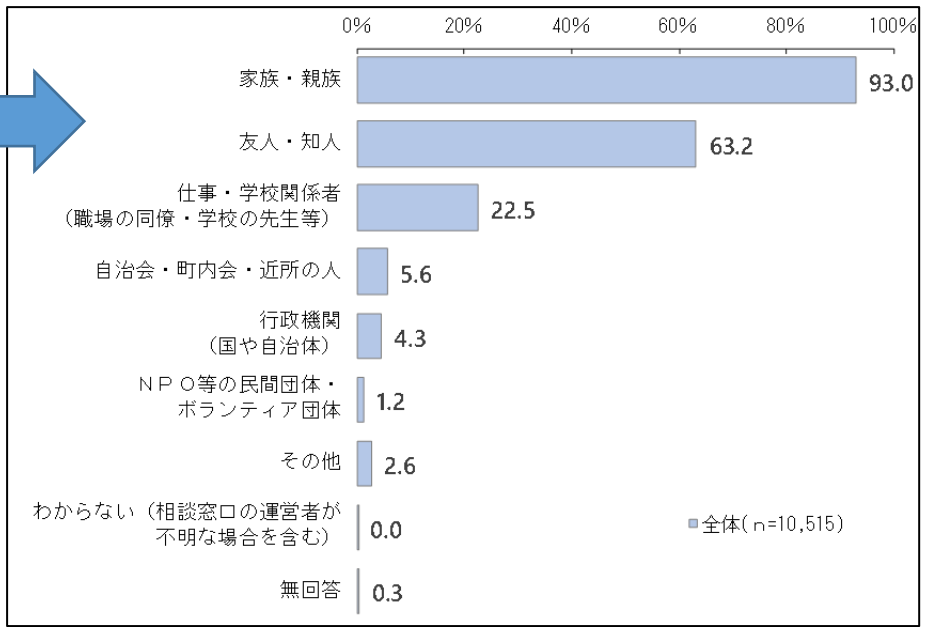
■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、相談相手がいる人が2.9%、相談相手がいない人が23.6%となっている



【図11】 不安や悩みの相談相手の有無別孤独感



【図12】 不安や悩みの相談相手がいる人の相談相手の種類（複数回答）

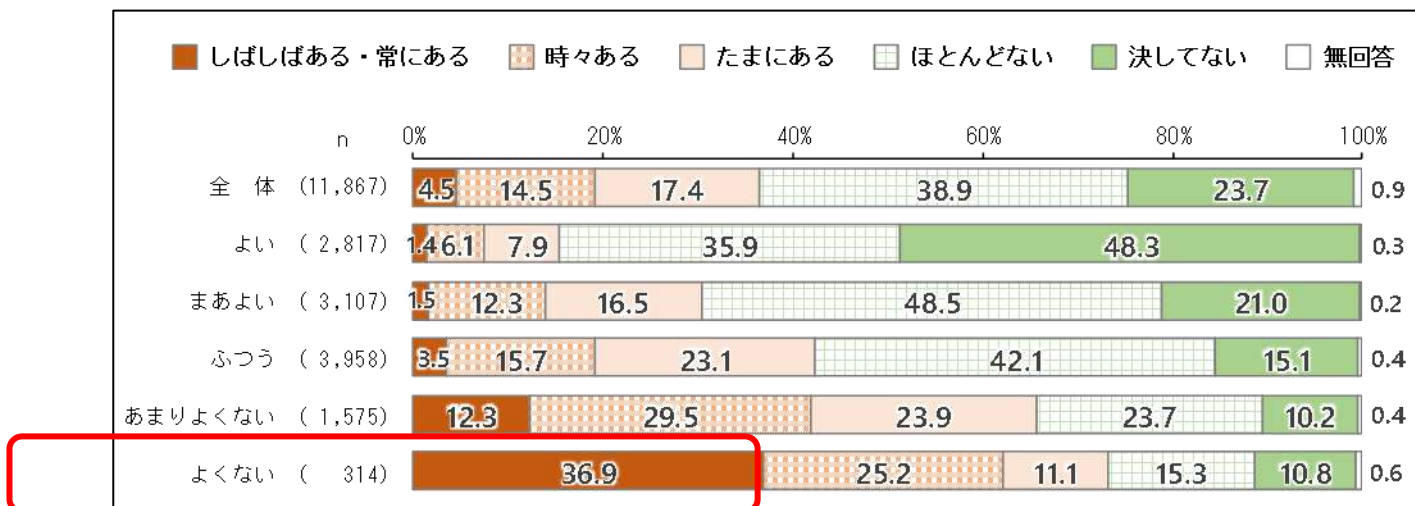


○ 心身の健康状態別孤独感

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、心身の健康状態がよくないという人が36.9%で最も高い
- 一方、その割合が最も低いのは、よいという人で1.4%となっている



【図13】心身の健康状態別孤独感

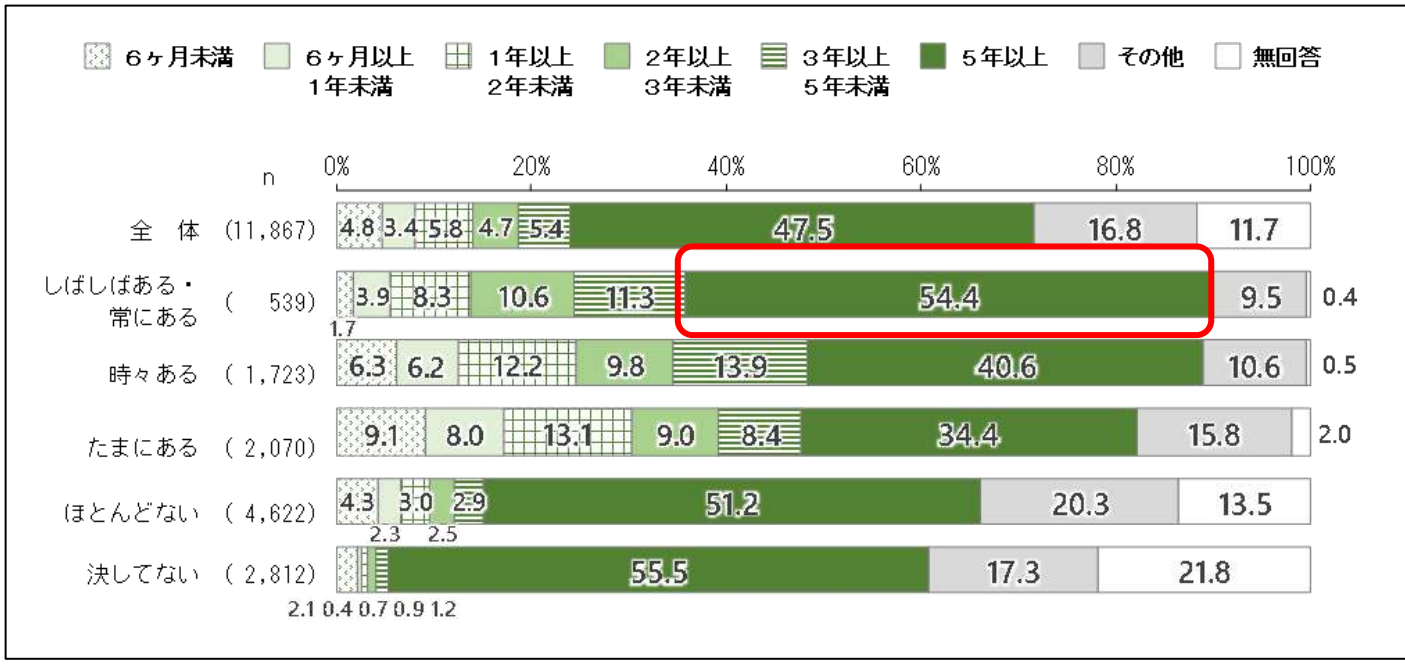


○ 現在の孤独感の継続期間

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の54.4%が5年以上、その期間が継続していると回答



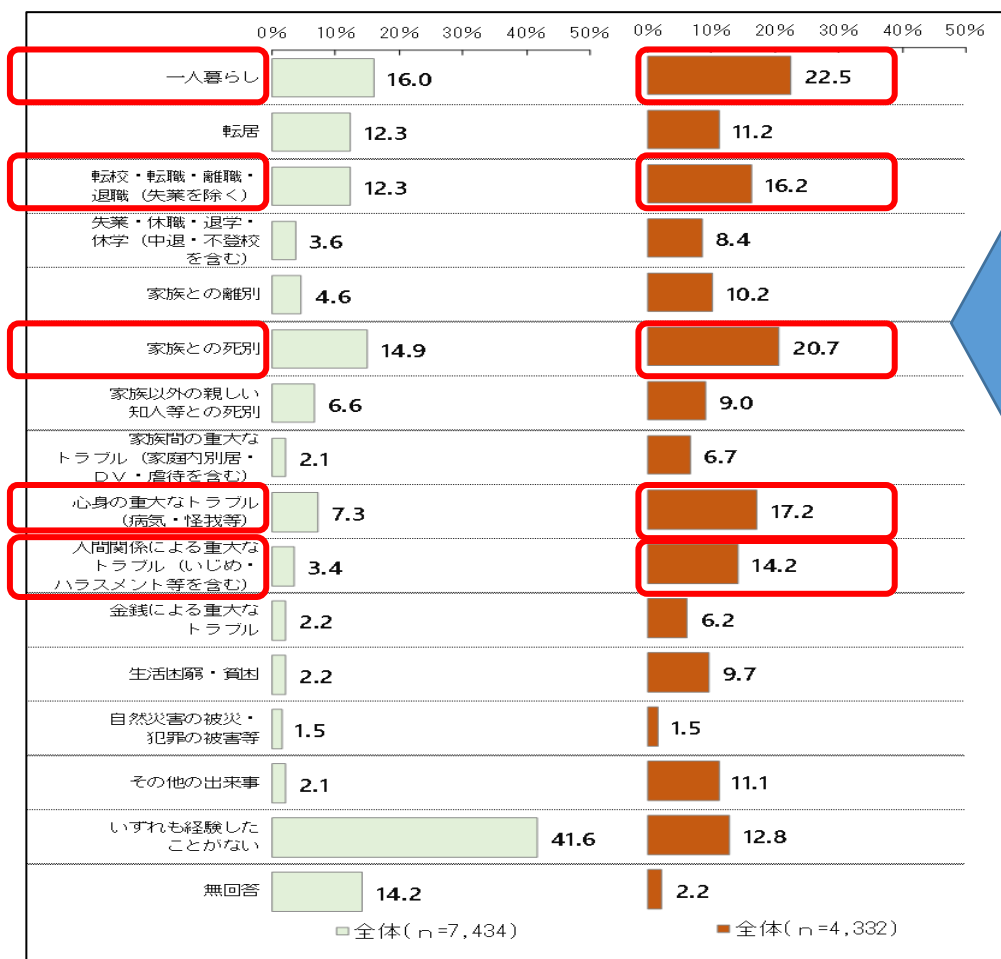
【図14】現在の孤独感の継続期間



○ 現在の孤独感に至る前に経験した出来事

- 孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事としては、「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「家族との死別」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」を選択した人の割合が高かった

【図15】現在の孤独感に至る前に経験した出来事（複数回答）



○右側のグラフは孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」、「たまにある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したもの

○左側のグラフは孤独感が「ほとんどない」、「決してない」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事を集計したもの

※経験した出来事を全て選択する複数回答方式による

○ 孤立の把握方法

■孤立については、国内の先行研究などを参考に以下の4つの状況から社会的孤立の状態を把握

①社会的交流

（家族・友人等との交流）

②社会参加

（PTA活動、ボランティア活動、スポーツ・趣味等の人と交流する活動への参加）

③社会的サポート

（行政機関やNPO等からの支援）

④社会的サポート

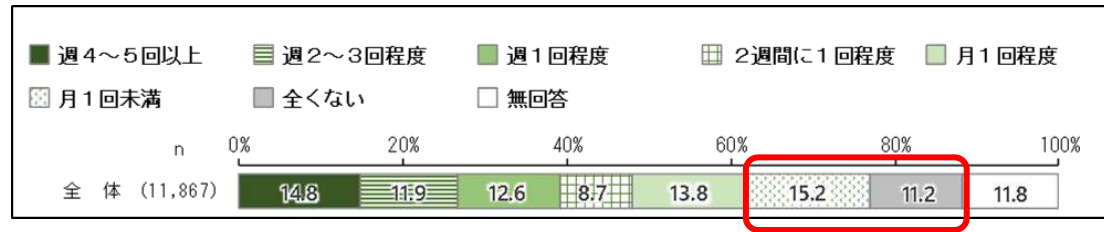
（他者への手助け（まわりで困っている人がいたら、積極的に声掛けや手助けをしているか））

①社会的交流の状況

■同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない人の割合が11.2%、月1回未満の人の割合が15.2%

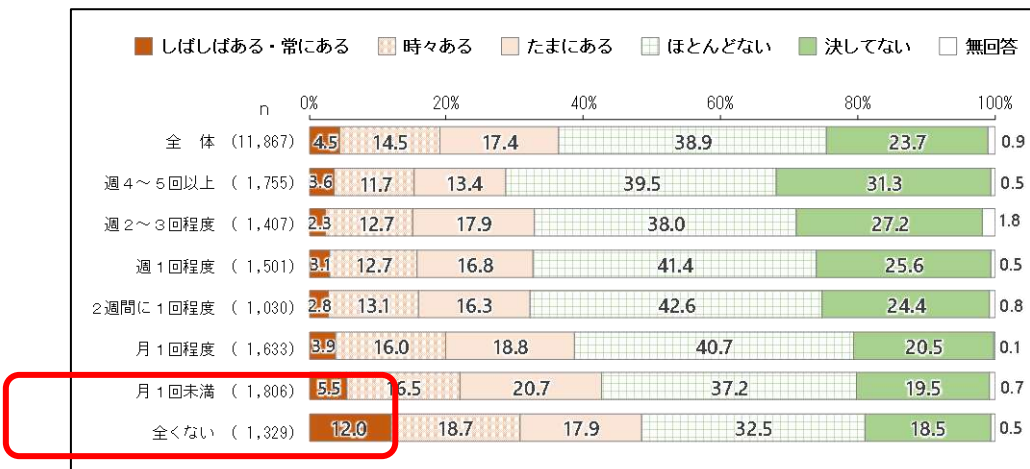


【図16】 家族や友人と直接会って話す頻度（同居人を除く）



■これらの人については、孤独感が「しばしばある・常にある」という割合が高い

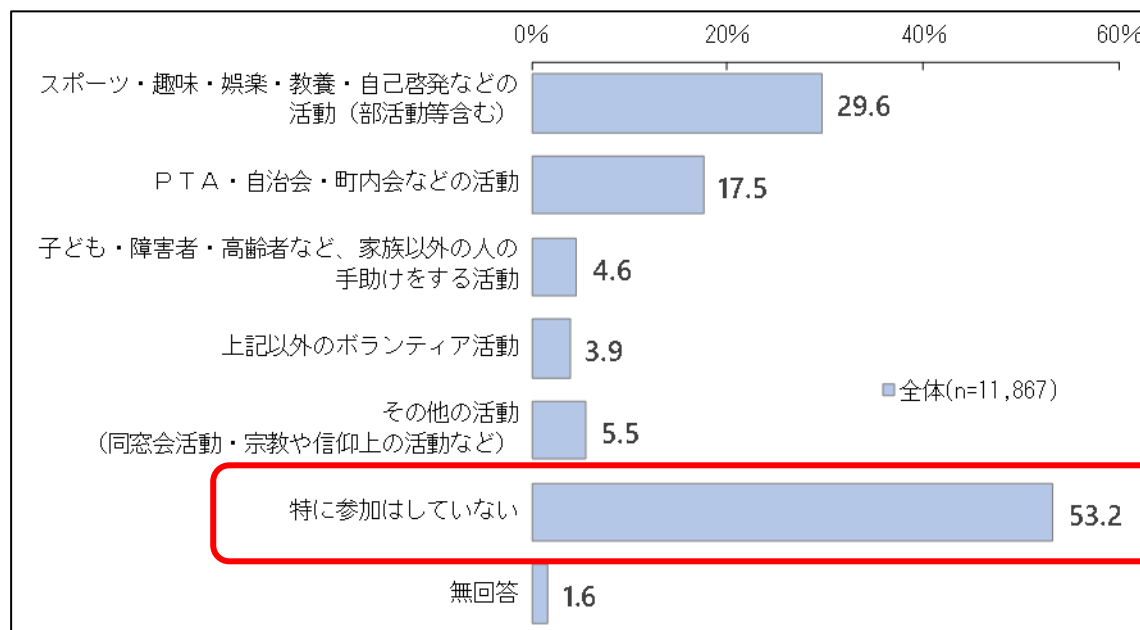
【図17】 「直接会って話す」頻度別孤独感



②社会参加の状況

- 現在の社会活動（人と交流する活動のみ）への参加状況では、特に参加はしていない人の割合が53.2%で最も高い
- 参加している人については「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動（部活動等含む）」への参加を選択する割合が最も高く、29.6%であった

【図18】社会活動への参加状況【複数回答】

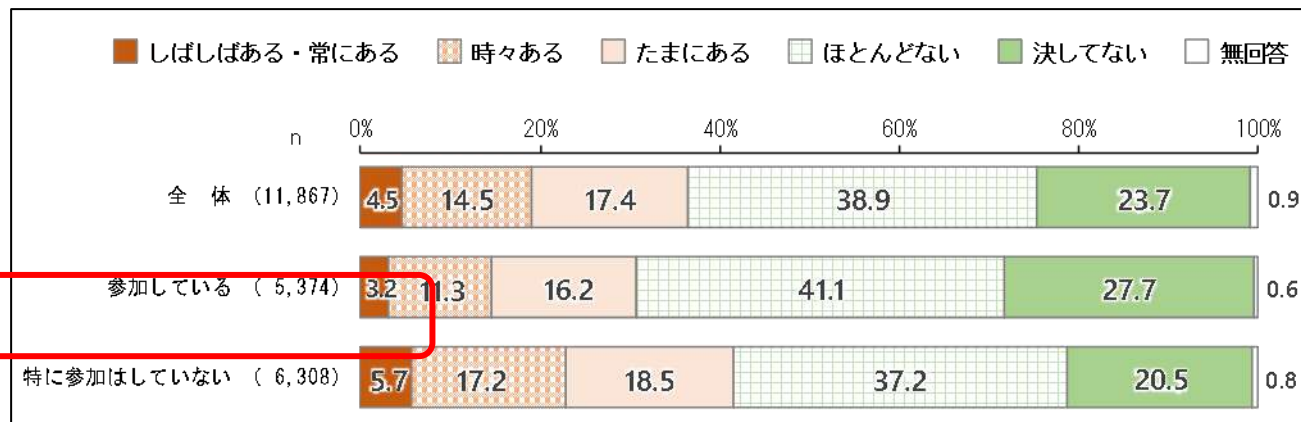


②社会参加の状況（続き）

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、社会活動に参加している人が3.2%、特に参加はしていない人が5.7%となっている。



【図19】 社会活動への参加状況別孤独感

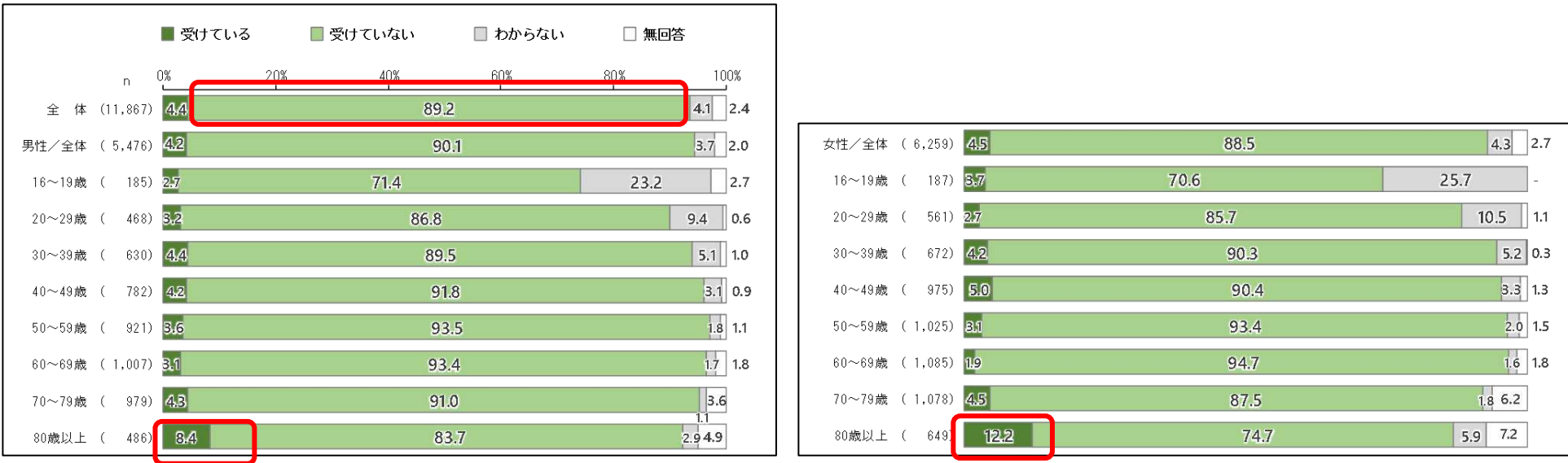


③社会的サポート（行政機関やNPO等からの支援）

- 社会的サポート（行政機関やNPO等からの支援）について、支援を受けていない人の割合が89.2%であった
- 80歳以上で支援を受けている人の割合が高くなっている（男性8.4%、女性12.2%）



【図20】男女，年齢階級別各種支援の受領状況



③社会的サポート（行政機関やNPO等からの支援）（続き）

■孤独を感じる頻度が高くなるほど、「支援が必要であるが、我慢できる程度であるため」、「支援の受け方がわからないため」、「支援を受けるための手続が面倒であるため」などの理由を選択する人の割合が高い



【図21】孤独感別支援を受けていない人の理由【複数回答】 (%)

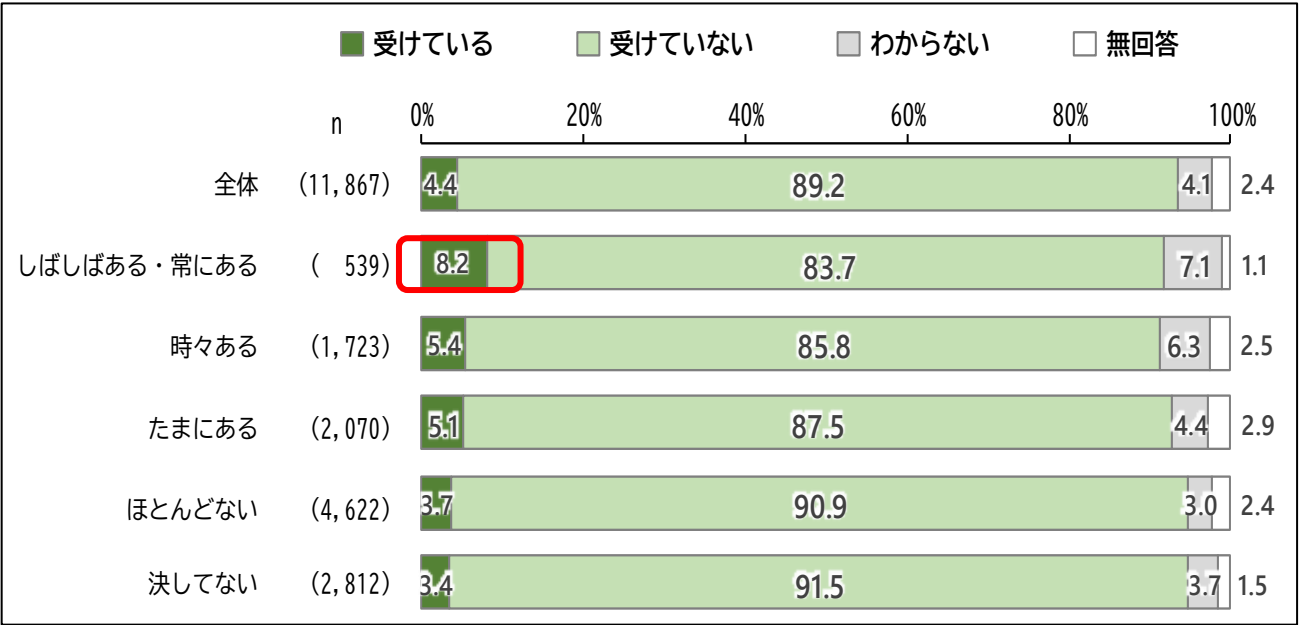
	n	支援が必要ではないため	支援が必要だが、我慢できる程度であるため	支援の受け方がわからないため	支援を受けるための手続が面倒であるため	支援を受けると感じるため	支援を受けると感じるため	支援を受けると感じるため	支援を受けると感じるため	その他	無回答
全 体	10,581	85.0	6.8	7.2	2.9	1.2	0.7	0.5	2.5	1.8	
しばしばある・常にある	451	60.5	13.7	23.3	9.1	4.2	4.2	2.7	8.2	1.3	
時々ある	1,478	74.4	12.4	12.4	5.0	2.8	1.4	1.4	3.5	2.4	
たまにある	1,812	82.2	8.9	9.4	4.1	1.8	1.2	0.3	3.0	1.5	
ほとんどない	4,201	89.2	5.0	4.5	1.8	0.5	0.3	0.3	1.9	1.6	
決してない	2,572	91.3	3.7	4.0	1.6	0.3	0.2	0.2	1.6	1.9	

③社会的サポート（行政機関やNP0等からの支援）（続き）

■孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人のうち、8.2%の人が現在、行政機関やNP0等から困りごとに対する支援（対価を直接支払うものを除く。）を受けている



【図22】 孤独感別行政機関・NP0等からの支援の有無

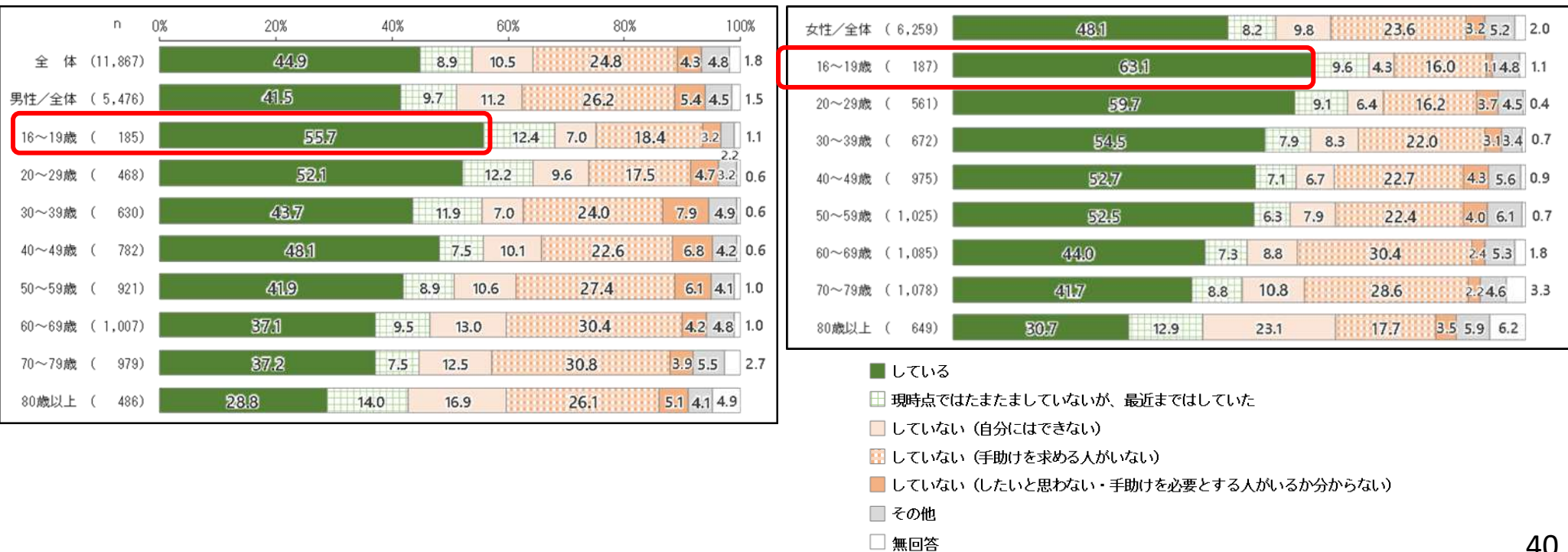


④社会的サポート（他者への手助け）

■手助けをしている人は、全体では44.9%で、男女ともに16歳から19歳でその割合が最も高く、男性で55.7%、女性で63.1%となっている



【図23】 男女，年齢階級別他者への手助け状況

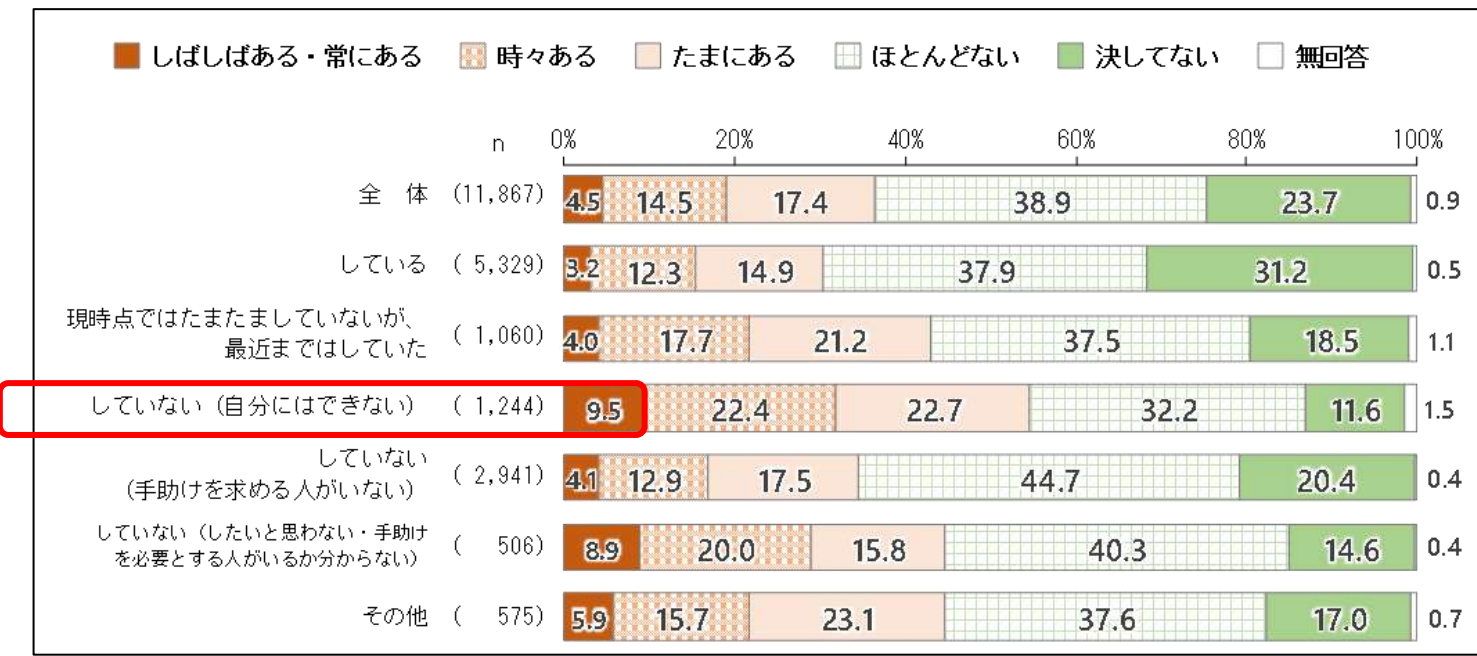


④社会的サポート（他者への手助け）（続き）

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、手助けをしていない（自分にはできない）という人が9.5%で最も高い
- 一方、その割合が最も低いのは、手助けをしている人で3.2%となっている



【図24】 他者への手助け状況別孤独感

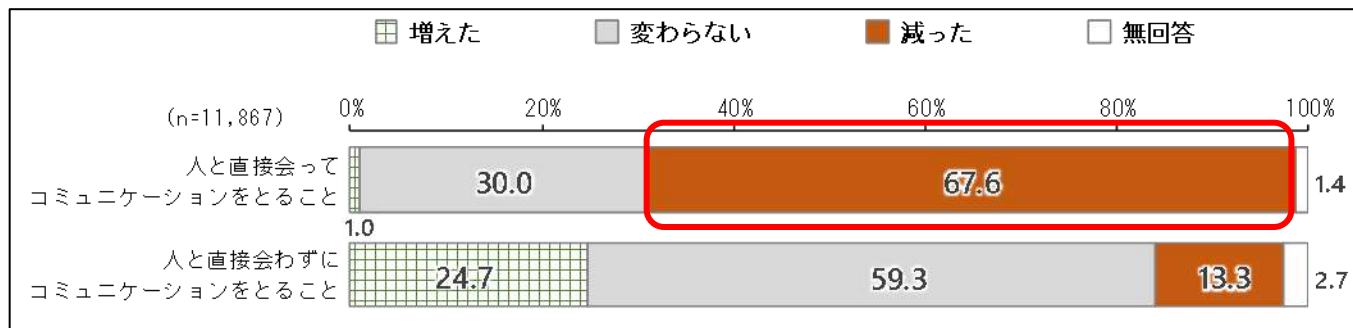


○ コロナ禍におけるコミュニケーションの変化

- 本調査では、新型コロナウイルス感染拡大により、人とのコミュニケーションにどのような変化があったか、また、日常生活にどのような変化があったかを把握
- 人と直接会ってコミュニケーションをとることが減ったと回答した人の割合は、67.6%であった



【図25】 コロナ禍におけるコミュニケーションの変化



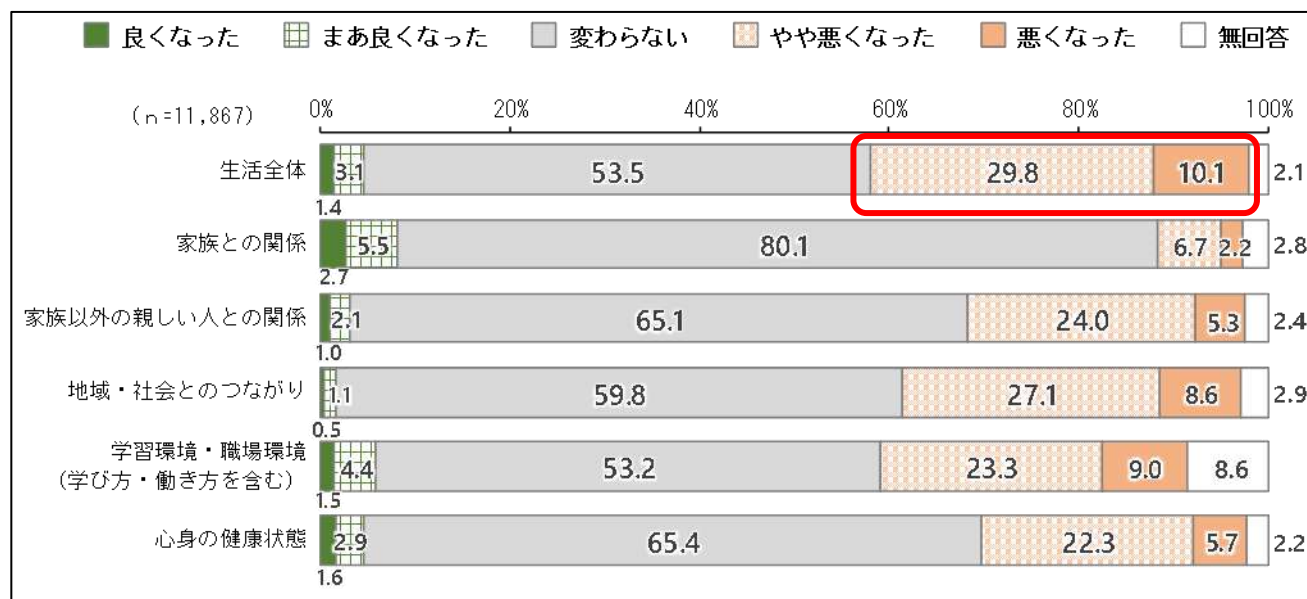
○ コロナ禍における日常生活の変化

■日常生活の変化について、生活全体では53.5%の人が変わらないと回答

■生活全体が「悪くなった」との回答が10.1%、「やや悪くなった」が29.8%であった



【図26】 コロナ禍における日常生活の変化



○ 実態把握の位置づけ

- 孤独感がある人の年齢層や性別などのほか、現在の孤独感に至る前に経験した出来事、社会的孤立の状態などの全体的な傾向が、政府統計として初めて明らかになった
- 令和4年度も引き続き、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施。
継続的に孤独・孤立の実態把握に努める予定